シリーズ 都市の持続可能性/グリーントランスフォーメーション

条例からみた都市自治体による 生物多様性政策

さくら 箕輪 信州大学 経法学部 准教授

2022年に新たに採択された世界目標、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」では、いわゆる「ネイチャー ポジティブ」の実現が中心に据えられた。2023年3月31日に閣議決定された「生物多様性国家戦略2023-2030 はネイチャーポジティブの実現を目指しており、都市自治体においてもより一層主体的かつ積極的な取組 が求められるであろう。本稿では、生物多様性に関する都市自治体の条例制定状況等から現状を示し、今後の都市 自治体の取組みの方向性を検討する。

1 ネイチャーポジティブの時代

1992年にリオデジャネイロで開かれた地球サ ミット(「環境と開発に関する国際会議」)において、 「生物の多様性に関する条約」(CBD: Convention of Biological Diversity) が採択された。日本もこれ に批准し、1995年に生物多様性国家戦略が策定さ れた。2008年には生物多様性基本法が議員立法に より制定されている。この立法は、生物多様性の確 保を国家政策の基本に据えた「環境法のパラダイム 転換」の1つと評される¹。「美しい風景や希少生物 を守る」(自然保護)という考えから、「あらゆる生 き物とその生息地を守り、時にそれらを利用してい くという」考えに舵を切ったのである²。

世界が生物多様性の確保と向き合ってから30年 以上が経過しているが、その歩みは順調とは言えな い。国連の生物多様性条約事務局が公表した報告 書は、2010年に採択された「生物多様性戦略計画 2011-2020」及び「愛知目標」の国際的な傾向と進 捗状況から、「今までどおり」を継続すると、「生物 多様性の将来だけでなく、持続可能な開発目標と気 候変動を制限するためのターゲットの全てに深刻な 影響を及ぼす」と指摘している³。

2022年に新たに採択された世界目標、「昆明・モ ントリオール生物多様性枠組 | では、「2020年度を ベースラインとして、2030年までに生物多様性損 失を停止又は反転させる」という、いわゆる「ネイ チャーポジティブ」の実現が中心に据えられた。内 容も拘束力を強める方向にあり、パリ協定の仕組み にやや近づいてきているとも評価されている⁴。

2023年3月31日に閣議決定された「生物多様性 国家戦略 2023-2030」(以下、「第6次戦略」という。) ではネイチャーポジティブの実現を目指して、①生 態系の健全性回復、②自然を活用した社会問題の解 決、③ネイチャーポジティブ経済の実現、④生活・ 消費活動における生物多様性の価値の認識と行動、 ⑤生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際貢

¹ 北村喜宣『環境法 [第6版]』(弘文堂、2023年) 113-114頁参照。

² 及川敬貴『人新世のエコロジー-自然らしさを手なずける』(日本評論社、2023年) 28 頁参照。

³ 環境省自然環境局『地球規模生物多様性概況 [第5版]』(出版社、2021年)142頁参照。

⁴ 小幡政男「COP15「昆明・モントリオール生物多様性枠組」と第6次「生物多様性国家戦略 2023-2030」」環境管理 59巻9号 (2023年) 46 頁以下·47 頁参照。

献の推進、の5つを基本戦略としている。第6次戦略は「取り組めば着実に進捗が図られる一方で、取り組みがなされなければ進捗していないことがバレてしまう」実施を志向した戦略として策定されている5。都市自治体においてもより一層主体的かつ積極的な取組みが求められるであろう。

そこで本稿では、生物多様性に関する都市自治体の条例制定状況等から現状を示すとともに、今後の都市自治体の取組みの方向性を検討する。

2 生物多様性に関する条例の状況

(1) 制定状況

条例の中で使われる用語は、「生物多様性」、「生物の多様性」、「生態系の保全」など、ゆらぎがある。そのため、全容を把握するのが難しいが、「生物多様性」・「生物の多様性」という言葉が頻繁に用いられているのは環境基本条例や環境保全条例の前文、基本理念、基本方針等を規定した部分である。他にも、森林保全条例や河川保全条例、農業関連条例、まちづくり条例等の理念的規定で用語の使用が確認できる。

生物多様性が危機に直面している原因として、① 希少な野生動植物の減少、②里地里山などの二次的 自然の手入れ不足、③外来種の侵入による生態系の 攪乱、の主に3点があげられる⁶。それぞれの目的 に合わせて、具体的な施策を規定する個別の条例が 策定されている例が多い。

ア 希少な野生動植物の減少対策

国内外の希少野生生物の保護・保全に関する法律として、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(以下、「種の保存法」という。)がある。種の保存法に規定された国内種に関する仕組みをおおまかに示すと、国内希少動植物種を指定し、指定種の捕獲や譲渡しを規制する個体の取扱いについての規制と、国内希少動植物種の生息地等保護のためのゾーニング規制がある。

都市自治体条例では、種の保存法の制度をベース

に、種の指定や指定種の捕獲の禁止、保護区の指定 を定める希少種保護条例の制定が見られる(例:広 島県三次市「三次市に生息する希少野生動植物を保 護する条例」)。保護区の指定に代えて、協定の締結 を規定している例もある。栃木県那須塩原市「那須 塩原市希少野生動植物種の保護に関する条例 では、 希少野生動植物種の保護のため必要がある場合は、 市長と生息地等の土地の所有者等を当事者とした土 地の保全に関する協定(「生息地等保全協定」)を締 結できるとしている(18条)。協定の内容は、土地 所有者等が行う保全対策に関する事項、市が行う支 援措置に関する事項、その他協議の上で必要と認め る事項である(施行規則11条2項)。協定を締結し た場合、土地所有者等に対して生息地等保全協定区 の保全に対する協力金(1生息地等保全協定区につ き年1万円)が支払われる(18条4項、施行規則 11条4項)。

東京都あきる野市「あきる野市生物多様性保全条例」では、保護区域として指定された土地の固定資産税等について減免措置が置かれている(17条)。こうした措置は、種の保存法のもとではみられず、先進的である。もっとも、2024年7月現在、あきる野市では「希少野生動植物種」及び「希少野生動植物種保護区域」のどちらも指定されておらず、税制優遇措置の有効性を測ることはできない。

特定の生物種を保護する条例もある。高知県南国市「南国市ほたる保護条例」では、「ほたる」(ゲンジボタル、ヘイケボタル及びヒメボタルの幼虫、さなぎ及び成虫)の保護に特化した条例となっている。重点保護区域に指定された区域内では、ほたるだけでなく、ほたるのえさとなる「カワニナ」についても捕獲等が禁止されている(6~8条)。

イ 里地里山(二次的自然)の保全

日本の生物多様性確保の上で重要な地域とされる のが、里地里山である。「里地里山」の法的な定義 はないが、奥山自然地域と都市地域との中間に位置 し、地域集落とそれを取り巻く二次林、それらと混

⁵ 奥田青州「生物多様性条約第15 回締約国会議で採択された新たな世界目標を踏まえ策定した 生物多様性国家戦略 2023-2030 の策定 経緯とポイント」環境情報科学 52 巻 2 号 (2023 年) 60 頁以下・65-67 頁参照。

⁶ 神山智美『自然環境法を学ぶ』(文眞堂、2018年) 125 頁参照。

在する農地、ため池、草原などで構成される地域を指している⁷。二次的自然は人の介入を前提としており、人による手入れが行われなくなると維持できない。オーバーユースだけではなく、アンダーユースが問題となる。

里地里山保全を直接の目的とした法律はなく、法律で対応する場合には森林法や都市計画法、自然公園法等、種々の法律を組み合わせなくてはならない。また、地域の事情への配慮や住民の自主的活動支援に関する仕組みが十分でないため、条例による対応が図られている⁸。

条例の内容として、地域を指定して行為制限を課す規制的手法(例:岡山県美作市「美作市美しい里山をつくり育てる条例」)のほか、里山保全を担う団体への支援を定めている例がある(例:滋賀県東近江市「東近江市にぎわい里山づくり条例」)。協定制度を活用する条例では、自治体が当事者となって土地所有者等と協定を結ぶ仕組み(例:高知県高知市「高知市里山保全条例」)もあれば、自治体は当事者にはならず、市民等による保全活動団体を認定し、保全活動団体が活動するにあたって土地所有者等の協定締結を求める(例:長野県茅野市「茅野市ふれあい里山づくり条例」)といった制度を構築している例もある。。

ウ 外来種の侵入による生態系の攪乱対策

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(以下、「外来生物法」という。)では、海外から日本に導入されることで生態系等に被害を及ぼす又は及ぼすおそれがあるものを「特定外来生物」として指定し、飼養の原則禁止や放出の禁止、特定外来生物の防除に関する事項を定めている。市町村は環境大臣から実施計画の基準適合確認を受けることで特定外来種防除の主体となることができる(17条の4)。外来生物法に基づく防除の手続きによ

り、防除の原因となった行為をした者がいた場合に、防除費用をその者に負担させる(16条)等の外来生物法上の規定を準用できるといったメリットがある 10 。例として、神奈川県鎌倉市では、クリハラリスの分布拡大防止を目標とした「鎌倉市クリハラリス(タイワンリス)防除実施計画」を策定し、捕獲や被害発生防止、餌付け行為抑止のための啓発行為等を行っている。

国外から移入した「国外外来種」だけでなく、日本全体で見ると在来種だが、本来生息していない国内の地域に運ばれることによって外来種となった「国内外来種」も存在する¹¹。国内外来種は外来生物法の対象外であり、国内外来種について放出等を禁止する場合は条例による規定が必要となる。国内外を問わない外来種についての単純な放出等の禁止は、個別の条例を制定せず、環境保全条例等の中に規定されることが多いようである(例:岐阜県岐阜市「岐阜市自然環境の保全に関する条例」)。

外来種対策のみを目的とした条例では、法律で禁止されていない行為を禁止する規定が見られる。長崎県壱岐市「指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例」8条では種を指定して飲食物を与える行為(いわゆる、えさやり)を、熊本県熊本市「江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害の防止に関する条例」9条では、オオクチバス・ブルーギルの再放流(いわゆる、キャッチ・アンド・リリース)を禁止している。

外来生物については、アライグマやセアカゴケグ モなど、人間の健康や財産に被害を及ぼす生物に注 目が集まる傾向があるが、生態系への影響という側 面では植物による被害も大きい。兵庫県神戸市「神 戸市生物多様性の保全に関する条例」16条では、 市と事業者に対し、緑化事業の際に規則で定める植 物を使用しないよう求める努力義務が規定されてい る。2024年7月現在、30種の植物が対象となって

⁷ 第6次戦略14頁参照。

⁸ 南眞二「里山保全の方向性と法の仕組み」法政理論 40巻 3・4号 (2008年) 24 頁以下・29-33 頁参照。

⁹ 里山保全と協定制度の当事者に締結当事者に関する類型は、下川憲治「里山保全の協働的取組みと合意形成手法」法政論集 277 号 (2018 年) 99 頁以下・115-120 頁参照。

¹⁰ 詳しくは、環境省自然環境局「日本の外来種対策 防除に関する基本的な事項」https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/bojooutline.html (最終閲覧日: 2024 年 7 月 26 日)

¹¹ 西川潮=宮下直編著『外来生物―生物多様性と人間社会への影響』(裳華房、2011年) 177 頁参照。

いる (施行規則9条、別表2)。

(2) 条例名に「生物多様性」が含まれる条例

条例名に「生物多様性」に類する用語が用いられているものは都道府県レベルでは「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」、都市自治体の例としては次の6条例に限られる(表1参、2024年7月現在、筆者調べによる。)。

このうち、珠洲市条例は「里山里海をはじめとする豊かな生態系に多様な生物が生息している「生物多様性」と、それぞれの生態系に支えられ地域に根ざした多様な生業や文化が営まれている「文化多様性」が、相互に関わり合いながら共存していること」を「生物文化多様性」として定義し(2条1項)、各主体の責務や土地の開発等における配慮等について規定している。

岡山市条例は、地域の住民団体による申請に応じて「身近な生きものの里」を認定し、活動の推進を促す(7条)ことが規定されており、生物多様性に関する政策で問題となる「担い手不足」や「認知度

の低さ」を意識した条例といえる。

残る4条例は、①希少な野生動植物の減少、②里地里山などの二次的自然の手入れ不足、③外来種の侵入による生態系の攪乱、の3つの問題に対して、1つ以上の問題を対象とした具体的な施策を規定している。あきる野市条例は①を主たる目的としており、東近江市条例、神戸市条例は主に①、③を対象としている。相模原市条例は、「相模原市緑化条例」「相模原市ホタル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例」「相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例」を廃止して制定された条例であり、①~③に関連する内容となっている(希少種保全については「ホタル」を対象としている。)。その他、東近江市条例、相模原市条例には、緑地の保全及び樹木及び樹林の保護・保存に関する規定が置かれている。

加えて、6条例全てで地域主体や市民団体による活動を推進する規定が見られる。東近江市条例 (28 ~ 30条)、神戸市条例 (19 ~ 23条) は、それぞれ1章として市民等との協働や市民活動の支援に関する規定を置いている。東近江市条例では、支援措置

表 1 都市自治体が制定する条例名に「生物多様性」が含まれる条例

自治体名	条例名	制定年月日 (最終改正年月日)	主な内容
滋賀県東近江市	東近江市自然環境及び生物多様性 の保全に関する条例	2007年6月26日	基本理念、責務規定、基本施策、 行動指針・行動計画、保全活動の 推進、環境学習の推進、環境審議 会の意見聴取
岡山県 岡山市	地域主体による生物多様性の保全 を推進する条例	2010年4月1日 (2011年3月16日)	基本理念、責務規定、「身近な生 きものの里の認定」
東京都あきる野市	あきる野市生物多様性保全条例	2017年9月27日	基本理念、責務規定、財産権尊重、 希少種保全
兵庫県 神戸市	神戸市生物多様性の保全に関する 条例	2017年10月10日	基本理念、責務規定、計画策定、 希少種保全、外来種対策、保全活 動の推進、普及啓発
石川県珠洲市	珠洲市生物文化多様性基本条例	2019年3月22日	基本理念、責務規定、希少種保全、 外来種対策、保全活動の推進、普 及啓発
神奈川県相模原市	相模原市生物多様性に配慮した自 然との共生に関する条例	2019年10月1日	基本理念、責務規定、緑地及び樹 林等の保全、保全活動の推進、保 全地域(里地里山地域)の指定、 財産権尊重

として自然環境及び生物多様性の保全に関する指導者の養成や教育・学習の推進、保全活動に関する情報提供や情報交換の場の確保、自主的活動支援、活動拠点の整備などが盛り込まれている。また、市内の生態系状況等に関する「いきもの総合調査」の実施を5年ごとに実施する努力義務を規定している。2016年~2018年度に行われた調査では、専門家と市民の共同調査及び専門家による補完調査が行われた。以降は主に魚類を対象とした「いきもの調査」として、環境教育や生物多様性の意識醸成の色合いが強いものとなっている。

神戸市条例では、技術的な指導や情報提供(19条)、保全活動団体と関係する土地所有者等が当事者となって締結した「保全活動協定」を市長が認定し、支援する(20条)といった規定が置かれている。

あきる野市条例は、市と土地所有者等を当事者と した指定種の生息地等保全協定を締結した区域又は 希少種の保護区域として指定した区域での希少種・ 指定種保護のために必要な行為をする者へ支援がで きるとしている(18条)。あきる野市が行為者への 支援としているのに対し、相模原市は、保全団体と して認定された団体の活動が対象となり、支援のた めの情報提供等、必要な措置を講ずることが義務付 けられている(27条)。

(3) 協定手法の活用

生物多様性に関連する条例では、主に土地利用と 保全活動推進の場面で協定手法が用いられる例が見 られる。

特に土地利用については、私権制限への抵抗感が 背後にあると思われるが、規制の代替的手段として 機能や、規制の上乗せ的機能の役割、協定を「認 定」することで補助金等による積極的支援の根拠と なる等の機能が期待される¹²。第6次国家戦略では、 国土の特性に応じたグランドデザインが示されてお り、生物多様性の保全・回復に当たっては、土地の 利活用について考え方を変えていく必要がある。条 例を制定した上で、なお必要な個別対応として条例 の中に協定という枠組みを取り込むことは、より柔軟な法システムの構築につながると考えられる¹³。

3 政策の一貫性

(1) 拡がる「生物多様性|

国法に目を向ければ、生物多様性基本法が基本法として存在し、関連する個別法としては、自然環境保全法、自然公園法、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」、種の保存法、外来生物法、森林法等がある。これらの法律は、異なる目的のもと、異なる主体から提案され、異なる時期に成立しており、相互に関連性がない¹⁴。国法を運用する自治体でも同様に、担当部局が異なり、分散して運用されている。

「生物多様性」を条例名に含めた条例を制定する 意義は、複数の政策を生物多様性保全という概念の もとで統一的に運用できる点であろう。もっとも、 ひとつの条例に盛り込める内容には限界があり、生 物多様性に関連する全ての内容を含めることは難し い。そこで、考えられるのが条例の体系化である。

東近江市では、環境基本条例の意味合いをもつ「東 近江市民の豊かな環境と風土づくり条例」を制定し ている。同市で制定された「東近江市自然環境及び 生物多様性の保全に関する条例」では、1条で「東 近江市民の豊かな環境と風土づくり条例しの基本理 念にのっとると明記されている。環境基本法、生物 多様性基本法、関連諸法と体系化しているのと同様 の構成となっている。東近江市では、「東近江市に ぎわい里山づくり条例」でも同様の規定をおいてお り、景観法の実施条例である「東近江市風景づくり 条例」12条では、緑地の保全及び緑化の推進に関 する努力義務に関する規定(12条)の中で、「東近 江市自然環境及び生物多様性の保全に関する条例 ・・・ 及び東近江市にぎわい里山づくり条例・・・ の規 定によるほか」、と条例名を明記している。条例名 を明記することで体系を明らかにする方法は、複数 の政策を連携して運用していく上で有効であろう。

¹² 下山·前掲注 (9) 119-120 頁参照。

¹³ 北村喜宣『自治体環境行政法[第9版]』(第一法規、2021年)77-78頁参照。

¹⁴ 及川敬貴『生物多様性というロジック 環境法の静かな革命』(勁草書房、2013年) 33 頁参照。

(2) "green on green" への対応

持続可能な社会の実現に向け、国連で採択された「生物の多様性に関する条約」と「気候変動に関する国際連合枠組条約」は「双子の条約」とも呼ばれ、2つの世界的な課題として捉えられている¹⁵。双子の条約といわれながらも、日本では気候変動対策が先行している状態にあり、2020年の菅義偉首相(当時)による「2050年カーボンニュートラル宣言」のもと、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すと表明した自治体は、2024年6月28日時点で1112自治体(46都道府県、620市、22特別区、368町、56村)にのぼる¹⁶。

カーボンニュートラルに向けた取組みの中でも、再生可能エネルギー(地産エネルギー)の導入拡大は目玉政策であり、多くの自治体で風力発電や太陽光発電などの再生可能エネルギー利活用を推進している。しかし、再生可能エネルギー発電施設の建設にあたっては、生物多様性保全に影響を及ぼす可能性がある。こうした環境保護を目的とした有効な主張がぶつかる問題は、新種の環境論争 "green on green"として、欧米では2005年頃から認識されている「7」ともに取り組む必要がある政策であり、衝突を避けるための制度設計が必要となる。ガイドラインの作成や条例によるゾーニング「18、環境アセス

メントの対象事業の拡大 (横出し項目の追加) ¹⁹ や、 ミティゲーション的措置 ²⁰ の導入といった対策が 必要であろう。

(3) 計画的手法の活用

第6次戦略の効果的な実施に向けては、地域に蓄積された知見やネットワークの活用、地域の活性化や地域課題の解決にも資するような主体的な取組みが期待されている²¹。また、地域における生物多様性に関する活動の維持や活性化、土地利用の方向性を検討する手段として生物多様性地域戦略が提示されている。しかし、生物多様性地域戦略は都道府県、指定都市では100%策定されているのに対して、市町村ではわずか8%(市としては128)しか策定されていない。その理由として、「専門知識を持つ職員がいない」、「人員や予算の不足」、と並んで「地域戦略の必要性やメリットが不明確」、といった点があげられている²²。

一般的な環境管理計画の効果として、①個別環境 政策を共通の目標に向けて統合できる、②目標の達成を通時間的に把握しうる、③開発利益と環境利益 を調整する「場」となりうる、④住民や行政職員 の意識向上が期待できる、といった点が挙げられる²³。生物多様性については、関連政策が多岐にわ

兵庫県三田市「三田市里山と共生するまちづくり条例」は、生物多様性の確保ではなく里山の景観保全と安全確保を目的としたものではあるが、太陽光発電設備の設置に関する規制を定めている。

¹⁵ 第6次戦略1頁参照。

¹⁶ 環境省 地域脱炭素「ゼロカーボンシティー一覧図」https://www.env.go.jp/content/000235154.pdf (最終閲覧日:2024年7月 26日)

¹⁷ Warren, C. R., Lumsden, C., O'Dowd, S., & Birnie, R. V. (2005). 'Green On Green': Public perceptions of wind power in Scotland and Ireland. Journal of Environmental Planning and Management, 48(6), 853–875.

¹⁸ 小林寛「再生可能エネルギー事業の生態系影響に関する法学的考察:アメリカにおける再エネ訴訟(太陽光・風力)に焦点を当てて」法律時報 96 巻 2 号 (2024 年) 62 頁以下・63-64 頁参照。ここでは、ガイドラインの例として「釧路市自然と共生する太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」が参照されている。https://www.city.kushiro.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/012/162/solarguideline.pdf (最終閲覧日: 2024 年 7 月 26 日)

¹⁹ 自治体による環境アセスメント制度については、北村・前掲注(13)155-176頁参照。

²⁰ ミティゲーションとは、開発行為に伴う、環境への悪影響を社会的に許容できるレベルにまで緩和することをいう。具体的には、 回避、低減、代償が挙げられる(及川・前掲注(1)138-142 頁参照。)。志木市自然再生条例 10 条では、公共事業について自然に影響があると認められる場合には、ミティゲーション的手法を用いて自然の保全・再生措置を講ずることを義務付けている。

²¹ 第6次戦略53-54頁参照。

²² 東広之「生物多様性地域戦略の策定プロセスに関する一考察—基礎自治体の地域戦略策定段階における多様な考え方及び策定手法 一」人間と環境 48 巻 3 号 (2022 年) 14 頁以下・15-16 頁参照。特に小規模自治体では、「地域戦略策定の必要性やメリット (効果) がわからない」という意識が強く見られる(千葉知世ほか「生物多様性地域戦略策定の現状と課題—地方自治体を対象とした意識調 査の結果から」保全生態学研究 17 巻 1 号 (2012 年) 37 頁以下・45 頁参照。)。

²³ 北村·前掲注 (13) 130-131 頁、川崎政司 = 兼子仁『住民と行政をつなぐ自治体法の実践―法の役割を理解し政策を展開するために』 (第一法規、2022 年) 109-110 頁参照。

たるため、関連政策が多く、例えば鳥獣被害対策な ど、生物多様性保全とは別の文脈で発展している政 策分野も多い。計画手法によるメリットは大きいと 考えられるため、活用は検討に値するだろう²⁴。

4 都市自治体と生物多様性

現状の自治体の条例では、希少な生物種や自然環境の保護・保全には一定の施策が講じられているものの、回復について具体的な施策は少ないように見える 5。「生物多様性損失を停止又は反転させるという」ネイチャーポジティブの観点からは、守るだけではなく、積極的に生物多様性を回復させていくという視点も必要になる。特に、希少な自然環境を支える土台となる、「ありふれた自然」を守り、増やすという観点が求められるだろう。

都市自治体では、多様な自然資源を有しているにもかかわらず、それらの価値が認められず、開発事業が優先されるといった傾向がある。住民は生まれたときからそこにあった自然よりも、例えば高速道路など、生活の利便性を向上させるものを必要としていることが多い²⁶。基礎自治体では住民との近接性ゆえに理解が得られず、「やる気」にはなれない状況があるのかもしれない。

視点を変えれば、昆明・モントリオール生物多様性枠組ではビジネスに関するターゲットが目立ち、事業者に対してもネイチャーポジティブの取組みを求めている。国際標準化機構(ISO)等による国際的なルール作りも具体的に進む中、地方創生応援税制を活用して自治体の生物多様性に関する施策を支援する企業も出てきている²⁷。

今年4月に制定された「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」の中では、市町村と地域の多様な主体が連携して生物の

多様性を維持、回復、創出する取組みを求めている。 「環境か経済か」という旧来型の視点ではなく、自 然資本の重要性を正しく理解し、自然を活用した社 会問題の解決を図る、「環境も経済も」の視点が望 まれる。

²⁴ 生物多様性地域戦略の策定については、環境基本計画や総合計画等の一部を地域戦略として位置づける方法も提示されている。(環境省自然環境局「生物多様性地域戦略策定の手引き(令和5年度改定版)」19-20頁参照。

https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/local/files/R5_localguide01.pdf (最終閲覧日:2024年7月26日)」

²⁵ 愛知県犬山市「犬山市環境基本条例」17条では、「市は、多くの種類の生物が・・・存続することができるよう・・・、環境の改善と復元に努めます。」としている。理念規定では「復元」の用語が用いられている例があるが、どのように具体化していくかが課題となるだろう。

²⁶ 環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室「生物多様性地域戦略のレビュー」(2017年)40-47頁参照。 https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/local/files/review01.pdf (最終閲覧日:2024年7月26日)

²⁷ 三菱地所ニュースリリース「国内初、企業版ふるさと納税を活用し 群馬県みなかみ町でネイチャーポジティブに向け 新たな活動を始動」(2023 年 3 月 1 日) https://www.mec.co.jp/news/detail/2023/03/01_mec230301_minakami (最終閲覧日: 2024 年 7 月 26 日)